



## 税制優遇 グリーン投資減税とは

(1)青色申告をしている中小企業者に限り、基準取得価額(計算基礎となる価額)の7%相当額の税額控除。

ただし、その税額控除額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合にはその20%相当額が限度となります。

(2)青色申告をしている法人又は個人を対象に、普通償却に加えて取得額の30%相当額を限度として償却できる特別償却。

(3)青色申告をしている法人又は個人を対象に、取得価額の全額を償却(100%償却、即時償却)できる特別償却。

平成24年5月29日から平成25年3月31日の間に、太陽光発電設備で買取制度の認定を受けた、一定規模の設備に限り、その取得等した日から1年以内に事業の用に供した場合、に、事業の用に供した日を含む事業年度において、税額控除、特別償却(即時償却含む)が可能。

※平成24年10月1日付資源エネルギー庁資料より抜粋。